### 屋外広告物適正化キャンペーン

広告主の皆さん ご存じですか?

→ 令和7年9月1日(月)~9月10日(水)

# 屋外広告物のルール

- □ 種類や大きさ等により許可申請が必要です
- □ 設置できない場所や地域があります
- □ 地域によって色の明るさや鮮やかさに制限があります
- □ 目視、打診等により点検を行う必要があります
- □ 他人に依頼する場合、県の登録業者以外は設置できません etc

ルールを守ってより良い広告物をつくいましょう。



### ■ 看板(屋外広告物)に関する相談窓口

#### ○次の地域の場合は県出先機関へ

都留市・大月市・上野原市・丹波山村・・・・・・ 富士・東部建設事務所 0554-22-7836富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村・・・・・ 富士・東部建設事務所 吉田支所 0555-24-9049

#### ○次の地域の場合は各市町村へ

- ・甲府市 055-237-5829 ・南アルプス市 055-282-6397 ・北杜市 0551-42-1361
- ・甲斐市 055-278-1669 ・中 央 市 055-274-8552 ・韮崎市 0551-22-1111
- ・笛吹市 055-261-3334 ・早 川 町 0556-45-2513 ・道志村 0554-52-2114・忍野村 0555-84-7793 ・富士河口湖町 0555-72-1976 ・小菅村 0428-87-0111

※甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

山梨県 県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1325 FAX055-223-1857

ホームページ QRコード



## ちょっと待ってそののまり旗 手続きしていますか?

#### 山梨県屋外広告物条例

■のぼり旗を掲出する場合、条例により一定のルールがあり、また、一定規模以上の場合、<mark>許可</mark>が必要です。

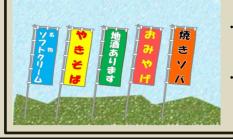
#### ポイント① 色あせたり、破れたり、汚れていたりしていませんか?





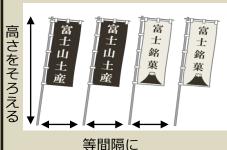
- ・お客様をおもてなしをするときは、できるだけ身の回りをきれい にするのではないでしょうか?
- ・のぼり旗も同じです。汚れていたり、破れていたらせっかくのお 店の印象が台無しです。
- ・常に目を配らせて管理をしっかりしましょう。

#### その色は地域にあっていますか? ポイント②



- ・地域を訪れる観光客は雄大な自然とその周辺の歴史文化に魅力を感 じています。
- ・都会で見慣れた派手な色ではなく自然になじむ色合いでおもてなし をしたいものです。

#### ポイント③ 効果的な設置を考えてみませんか?



- ・お客様は情報が多いと、どれを見て良いかわからなくなってしま います。
- お店の「イチ押し」に絞って情報をまとめましょう。
- ・たくさんの色を使うのではなく、統一感のある色合いがきれい です。
- 本数は少なくてもわかりやすい設置にしませんか? (本数に応じて**手数料**もかかります)

#### あなたの"のぼり旗"に許可済みシールはありますか?



屋外広告物許可済みシール

のぼり旗は、安価で手軽に入手できるため設置し やすく、また風にたなびくので人目につきやすい広 告です。そのため、周辺の風景に大きな影響を及ぼ

のぼり旗が乱立すると景観を乱し、お客様をおも てなしするはずがかえって地域の印象を悪くしてし まうことがあります。

そのため、のぼり旗については、周辺の環境に あった適切な本数の許可を受けるようにしましょう。